地下鉄三宮駅コンコースＡＴＭ設置事業者募集要項

神戸市交通局営業推進課

≪ 目 次 ≫

Ⅰ 募集概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
1 目的
2 設置場所・使用料等
3 主なスケジュール
4 応募資格
5 使用形態等

Ⅱ 条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
1 設置・使用に関する条件
2 原状回復
3 その他

Ⅲ 応募方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
1 事務局（提出先）
2 手続き

Ⅳ 事業者の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
1 開札
2 設置事業者の決定
3 失格事由
4 その他

≪添付資料等≫

資料 1 神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱抜粋
資料 2 現況及び設置工事の条件

様式 1 現地調査申込書
様式 2 質問票
様式 3 応募申込書兼誓約書
様式 4 入札書

参考１ 公有財産使用申請書（ひな形）
参考２ 行政財産使用許可書（ひな形）

Ⅰ　募集概要

1. 目的

神戸市交通局（以下、「交通局」という。）は、収益力強化とお客様の利便性向上を目的に、スペースの有効活用を進めています。

この度、地下鉄三宮駅において、ＡＴＭ（現金自動預け払い機）を設置・運営する事業者（以下、「設置事業者」という。）を募集します。

2. 設置場所・使用料等

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">設置場所</th><th>期間</th><th>面積</th><th>月額使用料
（税別）</th></tr>
<tr><td>場所①</td><td rowspan="2">神戸市営地下鉄
西神・山手線
三宮駅東改札</td><td>改札外
（下図■の場所）</td><td rowspan="2">設置工事開始日
～
2031年3月31日</td><td>約2㎡</td><td>150,000円
以上</td></tr>
<tr><td>場所②</td><td>改札内
（下図■の場所）</td><td>約2㎡</td><td>100,000円
以上</td></tr>
</table>

※それぞれ、ＡＴＭ１台の設置とします。

※第１希望と第２希望として、それぞれの場所に対して異なる金額で入札いただけます。第１希望で落札決定した事業者の第２希望は無効とします。第１希望のみの入札も可能です。

※上記に記載の面積は、ＡＴＭの設置可能面積であり、利用者の待機列は含みません。

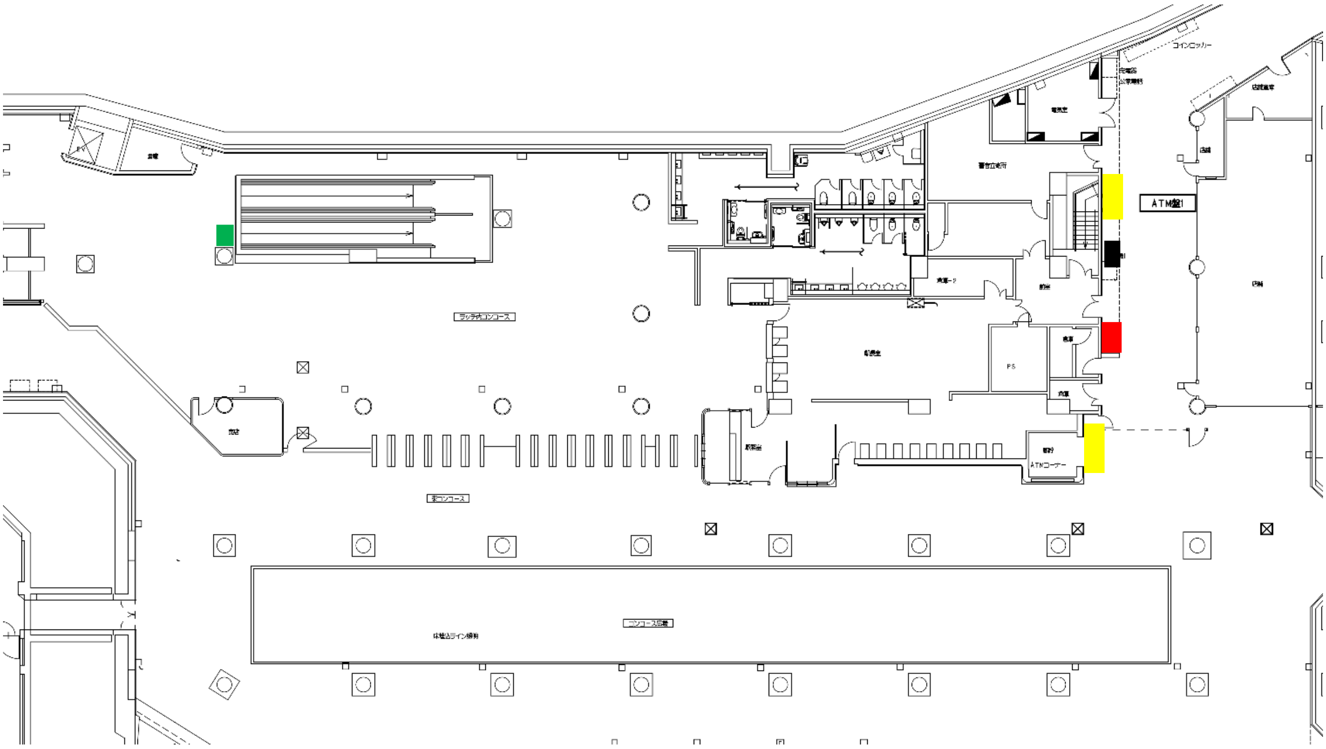

※■：既存設置ATM

※■：既存設置飲料自動販売機

＜現況写真＞

場所①（改札外）

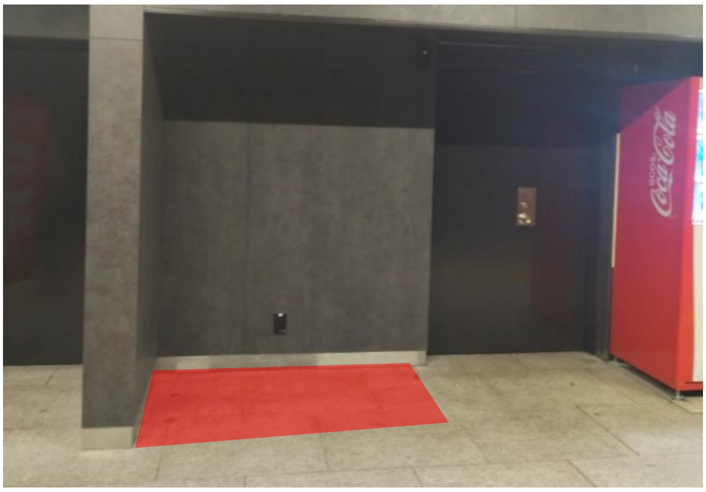

場所②（改札内）

3. 主なスケジュール

募集要項配布（交通局ＨＰ）	2025年10月23日（木曜）～ 2026年1月19日（月曜）17時
現地調査の希望受付	2025年10月29日（水曜）～11月6日（木曜）17時
現地調査　※期間内日時で調整	2025年11月10日（月曜）～11月20日（木曜）
質問受付	2025年11月21日（金曜）～11月27日（木曜）17時
質問に対する回答	2025年12月12日（金曜）頃予定
応募申込書類の受付期間	2026年1月13日（火曜）～1月19日（月曜）17時
開札・事業者決定	2026年1月30日（金曜）午前予定

4. 応募資格

次の（1）～（4）の要件を全て満たす法人が応募することができます。

（1）金融庁から預金取扱等金融機関の許可を得ている金融機関のＡＴＭを設置及び運営できる法人であること。

（2）次のいずれにも該当しない法人であること。

① 安定した経営能力を有していない。

② 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）及び地方税（県税・市税等）の未納がある。

（3）地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（4）暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営するものが暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係者を有している者（神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第５条に該当する者（資料1参照））に該当しないこと。

5. 使用形態等

使用形態	行政財産の使用許可	・地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の４第７項及び神戸市交通局公有財産管理規程（昭和42年交規程第２号）第10条から第18条の規定を適用します。 ・ＡＴＭの設置以外の目的に使用することはできません。 ・当該地の使用の権利の全部又は一部を第三者に譲渡又は転貸することはできません。 ・使用申請書及び使用許可書の標準様式は参考資料を参照ください。
使用許可期間	設置工事着手日～ 2031年3月31日	・設置工事に着手した日を使用許可開始日とします。
月額使用料 （最低入札額）	場所①（改札外） 150,000円/月（税別） 場所②（改札内） 100,000円/月（税別）	・落札額を月額使用料とし、毎年度当初に当該年度分を請求します。 ・一月に満たない部分は、日割り計算(一月を30日として計算することとし、端数は切り捨て)により納めていただきます。
その他費用	電気使用料 5,000円/月（税別）	・電気使用料は、毎年度当初に当該年度分を請求します。 ・一月に満たない部分は、日割り計算（一月を30日として計算することとし、端数は切り捨て）により納めていただきます。 ・通信費や清掃・維持管理費等は、設置事業者にて直接契約・負担してください。

Ⅱ　条件等

1. 設置・使用に関する条件

(1) 本物件は現状有姿での引き渡しとします。ＡＴＭ設置に関する調査、設置、維持、電源供給、通信、所要の手続にかかる費用等は全て設置事業者負担です。

(2) 設置工事にあたっては、資料2「現況及び設置工事の条件」を順守してください。また、交通局と事前に協議し、許可を得た範囲で行ってください。

(3) ＡＴＭ及びその周辺は、適宜清掃を行うなど、適切に維持管理してください。

(4) 利用者の待機列については、駅業務及び駅利用者の通行に支障が無いよう検討し、交通局と事前に協議の上、対策を行ってください。

(5) ＡＴＭ稼働時間は、設置事業者にて設定ください。なお、三宮駅は5時10分頃以降順次解錠し、終電後に閉鎖します。なお、解錠時間はダイヤ改正に伴い変更される場合があります。

(6) ＡＴＭ側面に当該ＡＴＭに関する広告を掲出することは可能ですが、意匠は事前に交通局の承認を得てください。なお、ＡＴＭ側面以外の場所への広告掲出については、別途広告料をいただきます。

2. 原状回復

使用許可期間の終了または取消等があった場合、設置事業者の責任と費用負担により、工作物等を

撤去し、交通局の立会の下に返還してください。ただし、交通局が認める場合はこの限りではありません。

3.その他

（1）ＡＴＭの防犯上必要な十分な対策を講じてください。万一事故等が発生した場合でも、交通局は一切責任を負いません。

（2）利用者からの苦情及び問合せは、全て設置事業者にて適切かつ迅速に処理してください。駅等での対応はできません。

（3）使用許可後、設置事業者が神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときや、本要項と異なる設置・運営を行い、交通局からの要請に対して誠実な対応が無いときは、使用許可を取消します。この場合、設置事業者は、交通局に対して、損害金等一切の費用を請求できないものとします。

Ⅲ　応募方法

1.事務局（提出先）

〒652-0855 神戸市兵庫区御崎町1-2-1　御崎Uビル3F　神戸市交通局営業推進課資産活用係

TEL：078-984-0131

e-mail：shisan@city.kobe.lg.jp

2.手続き

（1）募集要項配布

交通局ホームページに掲載します

（2）現地調査の希望受付

現地調査申込書（様式1）に必要事項を記載し、e-mail にて事務局へ提出してください。

※メールの件名は「三宮駅ＡＴＭ現地調査の申込」としてください。

（3）現地調査

・現地調査を希望する事業者のみ、申込ください。
・当日、場所のご案内以外の質問に答えることはできませんのでご了承ください。
・調査に必要な脚立や器具などは、各事業者でご準備ください。
・駐車場の準備はありませんので、必要な場合、近隣の有料駐車場をご利用ください。
・現地調査は１時間以内に終えていただくようにお願いします。

（4）質問受付・回答

・質問票（様式2）に必要事項を記載し、e-mail にて事務局へ提出してください。
　※メールの件名は「ＡＴＭ設置事業者募集に関する質問」としてください。
・回答は、交通局ホームページにて掲載します（提出社名は非公開）。なお、この質疑応答をもって本要項の補完・追加とします。

（5）応募申込書類の提出

①　提出書類

ア　応募申込書兼誓約書（様式3）：1部

イ　履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書、印鑑証明書：各1部

※申込日の直近3か月以内発行のものとし、コピーの提出は不可。

ウ　直近事業年度の納税証明書：1部

※法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村民税の滞納がないことの証明を目的とします。コピーの提出は不可。

エ　入札書（様式4）：1部

※入札書には、最低入札価格以上の金額で、設置使用料（月額・税別）を千円単位で記載してください。千円未満の欄に記載があった場合は「0」の表記とみなします。

※入札書の印は印鑑証明書の印鑑を押印してください。

※入札書は必ず任意の封筒に単独で入れ、封緘してください。また、封筒の表面には朱書きで「入札書在中（○○）」と明記してください（○○は申込者名）。当該封筒は、開札時まで開封することはありません。

② 提出方法

提出書類は、受付期間中に事務局まで郵送または持参してください。郵送の場合は受付期間内必着とし、持参の場合は事前に電話連絡をしてください。封筒には「応募申込書類在中」と記載してください。

Ⅳ　事業者の決定

1. 開札

開札は、御崎Uビル内で行います。詳細は応募申込をした事業者へ後日、案内します。

※参加は任意です。ただし、入札参加者以外が入場することはできません。

2. 設置事業者の決定

・最低入札額を下回る入札は、無効とします。

・応募資格を満たし、提出書類に不備が無い事業者のうち、場所①（改札外）・場所②（改札外）のそれぞれについて、入札書記載金額が最高値の応募者を設置事業者として決定します。

・第1希望で設置事業者として決定した場合、第2希望の入札は自動的に無効とします。

・同一の場所で最高値の入札額が複数ある場合は、開札の場でただちに当該入札者のくじ引きにより落札者を決定します。この場において、開札に参加していないなど、くじを引く者がいないときは、入札参加者に代えて当該入札事務に関係ない交通局職員がくじを引きます。

・以下にイメージを示します。この場合、場所①はC社、場所②はA社を設置事業者として決定します。なお、記載の金額には何らの意図はありません。

Ａ社　第1希望：場所①100万円　第2希望：場所②90万円

Ｂ社　第1希望：場所②80万円　第2希望：場所①75万円

Ｃ社　第1希望：場所①110万円　第2希望：場所②100万円

・結果は、2026年2月3日（火曜）以降、応募者全員に郵送にて通知します。この際、それぞれの場所の落札事業者名・落札額は開示します。

3.失格事由

下記事項に該当していることが判明した場合、又は選考に支障をきたす行為があったと認められる場合は、その時点から本件応募に関する一切の権利を無効とします。

(1)　「応募申込書兼誓約書」に明らかに虚偽の記載があるとき。
(2)　「応募申込書兼誓約書」及び「入札書」が所定の日時を過ぎて提出されたとき。
(3)　「入札書」に記名及び実印の押印がないとき。
(4)　「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
(5)　応募資格要件を満たさない者が入札したとき。
(6)　法令、規則の違反など反社会的行為が明らかになったとき。
(7)　選定の公平性に影響を与える行為があったとき。
(8)　前各号に掲げるもののほか、特に交通局が無効と判断する場合。

4.その他

(1) 本要項に疑義が生じた場合、すべて交通局の決定によるものとします。
(2) 公平で厳正な選定を確保するため、応募内容等に関する問合せには一切応じません。
(3) 落札者がない場合及び落札者の都合により辞退があった場合は、随意契約で運営者を選定します。
(4) 当該募集に関する費用は、応募者の負担とします。
(5) 提出された書類は返却しません。なお、当該審査等の用途以外に応募者に無断で使用しません。